

大阪市教

学校活性化条例職場討議資料 2012年8月

学校活性化条例による教育介入を許すな

市長に従う

公募区長が学校協議会の

委員任命に意見、運営を補佐

教員評価の分布を公表

学校選択制は市教委規則で定める

大阪市議会で継続審議となっていた市立学校活性化条例案が7月27日、維新、公明の賛成で可決、成立しました。大阪市教はこの条例案が、学校選択制の手続き、校長の公募採用、「指導が不適切」な教員の指導改善研修や「免職その他の必要な措置」、学校協議会による「指導不適切教員」についての申し出などを定め、政治が教育に介入するものであり撤回を求めてきました。

特定の政治思想を待ち込む教育への不当な支配

成立した条例は、7月25日より重大な「修正」が加えられました。その内容は、「学校協議会の委員は：区長の意見を聴いて任命する」（9条の2）、「区長は、学校協議会が適正に運営されるよう補佐する」（9条の5）、「評定結果の開示等」教育委員会は、学校協議会の求めがあったときは、学校協議会に対し、当該学校に勤務する教員の評定結果の分布の割合を開示しなければならぬ（12条）というもの。市議会では、学校協議会の委員について教育委員会が校長だけでなく公募区長の意見も聞いた上で任命することは、「特定の政治的思想を学校運営の中に持ち込みやすくするもの」と市長によ

る「教育への不当な支配」の具体化にほかならない」との批判が出されました。公募という名の市長言いなりの区長、校長による学校教育への不当な支配を許してはなりません。子どもを中心に、教職員と保護者、地域の住民が共同して、学校教育を支え、子どもたちを育むものではなく、学校を監視し、学校を特定の政治勢力の考えに基づいた人材育成の場に変えてしまう「学校協議会」の介入を許してはなりません。

学校選択制「区長が決める」は破綻

学校選択制については第16条で、「(就学校指定に関する手続き)教育委員会は：保護者の意見を聴取する手続き及び：指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、公表するものとする。」と定められました。「区長が決める」としていましたが法的に成り立たないことによるものです。大阪市教は7月2日の市対連の交渉で、「区長に学校選択制実施を決める法的権限はあるのか」と質し、市当局は「法的にはない」と答えました。また、「教育委員会が決める」という

ことだ」と追及し「教育委員会会議にはかる予定」との回答を得ました。7月24日の教育委員会会議においても市教委は「学校選択制は区担当理事に専決権を移していない。教育委員会が決定するもの」と答えています。

区長が市教委事務局の区担当理事に

7月24日の教育委員会会議で、「市長部局では、区長が局長を指揮監督：市長・副市長の下に『区シティ・マネージャー』の職を設置し、区長をもって充てる予定：教育委員会事務局では、教育長の下に『区担当理事』の職を設置し、区長をもって充てる」とことが提案されました。

区長の権限ふくらむ コントロールできなくなる 専決は教育委員会

教育委員から「市長が教育目標を言う」と、区長も専決事項だけで終わらない。拡大してくるだろう。今後を考えると慎重に「区担当理事の権限がふくらんで教育委員会のコントロールがきかなくなる」という懸念「区長(区担当理事)専決に教育長が関与しない」というのは、区の人々が教育委員会職員として専決権を持ち、教育委員会も教育長も関与できない。今まで専決しなくても、委任・補助で事業をやってきた。教育長が意思決定できるのが本来の任務。専決は今でも全て教育委員会で行っている」等の意見が出されました。その結果、「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案及び区担当理事の所管事務について」が修正提案され、区担当理事の設置とその所管事務を教育長の専決ではなく、教育委員会として議決しました。「区担当理事の専決事項」はすでに区が関わっている学校保健推進事業など、「その他の所管事務」は、「中学校給食の選択方式に関すること」「適正化対象校の統廃合に関する計画の立案及び保護者、地域住民その他関係者との協議に係る区の連絡調整に関すること」、「留意事項」として、「教育長は、この議決に基づき、大阪市教育委員会事務局等専決規程に区担当理事の専決事項を定めて明示するものとする。なお、区担当理事の専決事項とその他の所管事務を変更する場合には、教育委員会会議に諮るものとする。」と定めました。

大阪市立学校活性化条例

(目的)
第1条 この条例は、教育委員会が所管する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）の運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項を定め、学校が児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）並びに保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）の意向を斟酌し、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項及び第18項（同法第49条及び第82条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第37条第19項（同法第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。））、第60条第1項、第2項及び第5項並びに第129条第1項の規定に基づき学校に置かれる職員をいう。以下同じ。）がその持てる能力を十分に発揮することにより、学校が児童等の活気にあふれる場となるようその運営を行い、もって、児童等にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とする。

(学校運営の指針)
第2条 教育委員会は、教育振興基本計画（大阪市教育行政基本条例（平成24年大阪市条例第75号）第3条に規定する教育振興基本計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、毎年、学校の運営の指針となるべき事項を定め、これを学校に示さなければならない。

(校長の職務)
第3条 校長（園長を含む。以下同じ。）は、法令、条例、規則その他の規程に基づき、学校の運営に関する権限と責任とを有し、学校の運営に係る最終的な意思決定を行うとともに、当該学校の教職員に対し、その能力、適性及び勤務意欲の向上を図るよう支援し、指導し、及び監督する。

(学校運営に関する計画)
第4条 校長は、毎年、教育振興基本計画及び第2条の学校の運営の指針となるべき事項を踏まえ、学校の特色、学校が所在する地域の特性その他の実情に応じ、当該学校における教育活動その他の学校の運営に関する計画（以下「運営に関する計画」という。）を定めなければならない。

(裏面に続く)

ことだ」と追及し「教育委員会会議にはかる予定」との回答を得ました。7月24日の教育委員会会議においても市教委は「学校選択制は区担当理事に専決権を移していない。教育委員会が決定するもの」と答えています。

ことだ」と追及し「教育委員会会議にはかる予定」との回答を得ました。7月24日の教育委員会会議においても市教委は「学校選択制は区担当理事に専決権を移していない。教育委員会が決定するもの」と答えています。